

答申第743号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、未収受信料の取り扱いや方針等について、「① 民事裁判において未収受信料の時効を10年と主張している根拠を承認した内部文書、② 回収以外の債権消滅の権限を保持している部署、最終権限役職名、③ 債権消滅の具体的なルールに基づかず債権を消滅させる条件、手順、④ 10年時効を主張しながら、短期間に債権を消滅させる理由、⑤ 未収受信料者間の債権消滅に関する取り扱いに関する不公平性について防止するために講じている措置、⑥ 貸倒実績率（＝未収受信料欠損引当金÷未収受信料）が25年度の0.589から0.621に上昇した理由、⑦ ⑥の貸倒実績率の計算の算定内容（各年度別の分子、分母に用いた金額）、⑧ 平成26年度末の未収額の21年度分の残高、⑨ ⑧の21年度発生分の残高を集計できていないとするならその把握できない又は不要とする理由、⑩ 簿外管理債権の取り扱いに関して決算基準と消費税申告書との相違内容、⑪ 消費税の貸倒控除債権金額は帳簿金額に基づかなければならないにもかかわらず簿外管理債権との金額の調整ができない理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち⑦は開示したが、その余の開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができないとした。

なお、①については、NHKは公平負担の観点から、支払が滞っている全ての期間について受信料を請求した上で、お客様から時効の主張があった場合は消滅時効を一般の債権と同じ10年として取り扱ってきたことや、引き続き、支払いが滞っている全ての期間について受信料を請求するものの、最高裁判所の判断を踏まえ、お客様から時効の主張があった場合には、消滅時効を5年として取り扱うこと、⑥については、貸倒実績率が上昇しているのは契約数の増加に伴って全体の受信料収入が拡大する中で回収不能額が増加傾向にあるためであること、⑨については、年度別の未収額を集計にあたり5年超分は一つの括りとして算出しているためであることを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第756号諮問、審議、答申